

## 藤沢市防災ラジオの市民頒布に関する要綱

平成27年3月23日制定

平成30年12月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び市内の事業所（以下「市民等」という。）に対する緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とした防災ラジオの市民頒布に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報等 津波予報、気象特別警報、避難情報、警戒区域情報その他の災害緊急情報並びに市長が特に必要と認める市が発信する情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 市の防災行政無線（固定系に限る。）と連動して藤沢エフエム放送株式会社から発信される緊急割込放送の自動受信機能を備えたラジオ（付属品を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 付属品 AC電源アダプタ及び取扱説明書
- (4) 接続機器類 外部アンテナ及びケーブルテレビとの接続機器類
- (5) 市民頒布 藤沢市財産の交換等に関する条例（昭和39年条例第48号）第6条第1号の規定に基づき、緊急情報等の迅速な受信を必要とする市民等を対象として、防災ラジオを有償で譲渡することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、予算の範囲内において、接続機器類の全部又は一部を付属品に含めることができるものとする。

(対象者等)

第3条 市民頒布の対象は、市内（湘南ライフタウン堤地区を含む。以下同じ。）に居住する者及び市内に所在する事業所の代表者（以下「対象者」という。）とする。

2 市民頒布に係る防災ラジオの台数は、当面の間、1世帯又は1事業所（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき1台とする。

(負担金)

第4条 市民頒布に係る購入負担金は、防災ラジオ1台につき2,000円とする。

2 納付された購入負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申し込み)

第5条 市民頒布を希望する対象者は、あらかじめ防災ラジオ購入申込書（第1号様式）を市長に提出して申し込みしなければならない。

(引き渡し)

第6条 市長は、前条により購入の申し込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において、当該申し込みをした者（以下「申込者」という。）に、購入負担金の納付と引き替えに防災ラジオを引き渡すものとする。

(防災ラジオの返還)

第7条 市長は、申込者が偽りその他の不正な方法により、防災ラジオの引き渡しを受けたときは、当該防災ラジオを返還させることができる。

(市民頒布の取り消し)

第8条 防災ラジオの頒布が決定した者は、市民頒布の取り消しを申し出ることはできないものとする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 防災ラジオの引き渡しを受けた者（以下「購入者」という。）は、防災ラジオを目的外に使用し、又は他に転売することはできないものとする。

(維持管理等)

第10条 防災ラジオの使用に係る電力、電池の交換、接続機器類の設置、故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

(管理台帳)

第11条 市長は、防災ラジオを適切に管理するため、防災ラジオ管理台帳を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

## 防災ラジオ購入申込書

年 月 日

藤沢市長

申込者

住 所 <small>（事業所の場合は所在地）</small>	〒
フリガナ 氏 名 <small>（事業所の場合は事業所名称 及び代表者の職・氏名）</small>	
フリガナ 世帯主の氏名 <small>（事業所の場合は記載不要）</small>	
連絡先電話番号	

防災ラジオの市民頒布を申し込むため、次の事項に同意のうえ、藤沢市防災ラジオの市民頒布に関する要綱第5条の規定に基づきこの書面を提出します。

### 【同意事項】

- 1 購入負担金は、防災ラジオ1台につき2,000円とすること。
- 2 申込者が藤沢市防災ラジオの市民頒布に関する要綱に規定する対象者であること及び重複して申し込みをした者ではないことを確認するため、個人にあっては住民情報を、事業所にあっては市が保管している課税台帳に記載された所在情報を市が利用する場合があること。
- 3 偽りその他の不正な方法により、防災ラジオの引き渡しを受けたときは、当該防災ラジオを返還すること。
- 4 市民頒布の取り消しを申し出ることができないこと。
- 5 防災ラジオを目的外に使用し、又は転売しないこと。
- 6 電気料及び電池の交換、防災ラジオと外部アンテナ、ケーブルテレビ等外部機器との接続に伴う費用並びに故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災ラジオの維持管理に係る経費は、申込者が負担すること。
- 7 上記のほか、藤沢市防災ラジオの市民頒布に関する要綱を遵守すること。

※市が取得した当該申込者の個人情報等は、取得目的の範囲内で利用し、これらの目的以外で利用することはありません。

[連絡先 藤沢市防災安全部防災政策課 電話 0466-25-1111 (代表)]